

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作る事によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするためつぎのように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1 年 11 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日

2. 内容

目標 1 : 令和 3 年 12 月までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり必ず年間 6 日以上とする。

- (対策) ・ 令和 01 年 11 月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・ 令和 01 年 12 月～社内検討委員会での検討開始
 - ・ 令和 02 年 01 月～有給休暇取得予定表の掲示、有給休暇簿を作成し
取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取組開始

目標 2 : 産前産後休業や育児休業、育児有業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

- (対策) ・ 令和 2 年 7 月～法に基づく諸制度の調査
- ・ 令和 2 年 7 月～制度に関する資料を作成し社員に情報提供を行う
 - ・ 令和 3 年 1 月～男性社員が育児休業を取得しやすいように社内
情報を共有し理解を深める。